とすの文化財解説シート　　指定文化財シリーズNo.10

ヒャーガンサン古墳石室

鳥栖市教育委員会

ヒャーガンサン古墳は、八ツ並金丸遺跡の標高56mの丘陵に所在した古墳時代後期（約1,430年前）に築造された古墳です。北部丘陵新都市（現弥生が丘団地）造成に先立って平成10～11年に発掘調査が実施されました。

古墳の形は円墳です。周溝に囲まれた墳丘は直径20m、高さ２mくらいですが、石室の床面から墳頂までは５m近くあり、独立丘陵状の頂上部という立地とあわせて、墓道から見上げたときに、丘陵の上部全体で径40m以上の大型円墳に見せるように工夫したものとみられます。主体部は南南西に開口する複室両袖型の横穴式石室です。全長4.8m、玄室長3.1m、最大幅2.2m、最大高2.2mです。玄室の平面プランはほぼ長方形、前室は横長の長方形です。遺物は、石室内で須恵器・土師器と鉄鏃・馬具等の金属製品残欠が出土したほか、墳丘南西部および前庭部で須恵器・土師器が出土しました。

古墳は平成14年に元の位置から約700m西方の梅坂公園（鳥栖市弥生が丘七丁目）に移築復原の工事が実施されました。その際に側壁の崩落・欠失した部分についてはあらたに石材を補充して築造当初の状況に復し、床面についても初葬時の状態に復原しました。石室の主軸についてもほぼ同じ方位に合わせています。

ヒャーガンサン古墳は、その立地・規模からみて、鳥栖地域の6世紀後半代の首長系列（豪族あるいはその一族）の墳墓であろうと考えられます。県内にわずかに3例が確認される彩色壁画系装飾古墳の1つであるという希少性、さらには古墳時代後期の佐賀県東部における首長墓系列古墳の主体部（石室）の1例として資料的価値が高いところから、古墳が移築された梅坂公園の開園に合わせて、石室部分が平成16年に市指定重要文化財（考古遺物）に指定されました。

なお、「ヒャーガンサン」という名称の由来は、かつてこの地の木を切り倒して運びおろしたところ、足腰が立たなくなり這うことしかできなくなったため、「這わせる神様」という意味でこの名がついたとも、あるいは「灰岩山」・「拝願山」の字を当てる説があります。

発掘調査当時（左）および移築復原整備後（右）のヒャーガンサン古墳

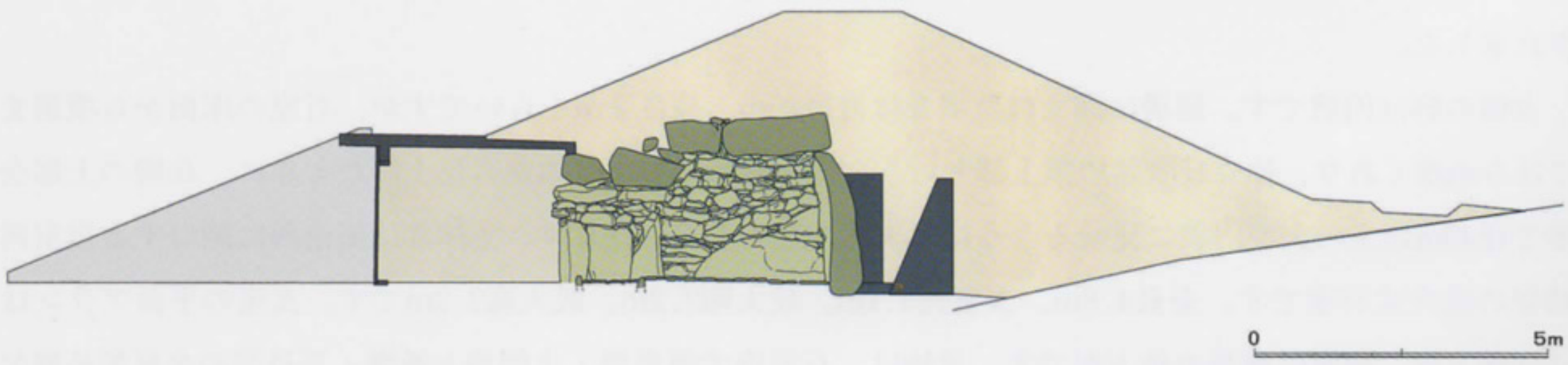

復原墳丘・石室断面

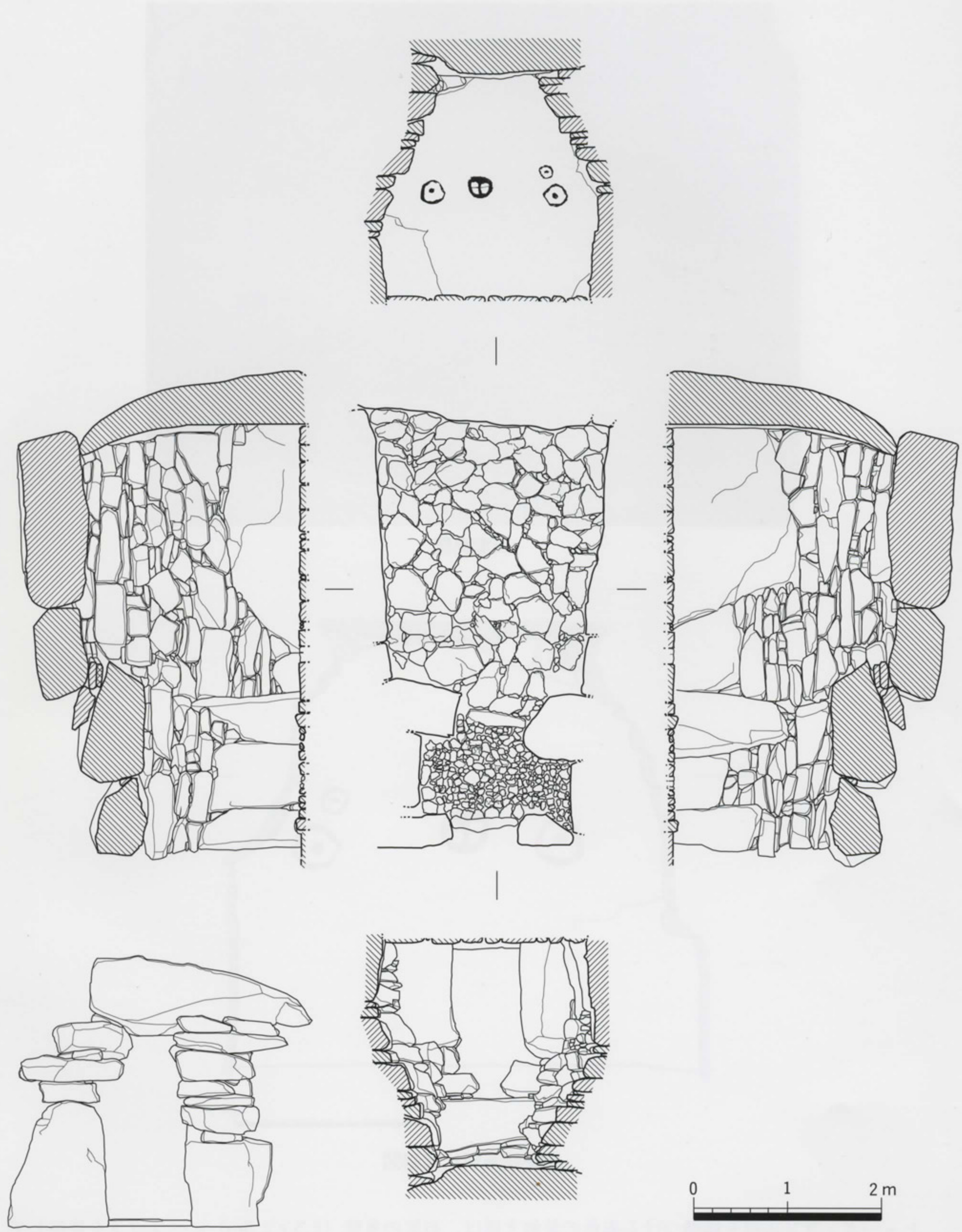

石室復原整備図

石室奥壁

奥壁壁画現状実測図

ヒャーガンサン古墳を特徴づける赤色の装飾文様は、石室の奥壁（2.5×2.5m）にベンガラを使用して描かれています。中央には径約25cmの円文中に十字文を配した文様が位置し、左側に径25cm、右側には径15cmと25cmのいずれも中心部に点が付された円文を配されています。これ以外にもベンガラが付着して装飾文様が描かれているようにもみえるところがありますが、不明瞭で判然としません。

2004.3